

P R T R届出の公共用水域（河川、湖沼、海域等）の名称について

－ 和歌山県 －

届出書別紙の「排出先の河川、湖沼、海域等の名称」については、以下を参考に記入してください。

※河川の場合、河川又は支川の名称を記入してください。支川に排出している場合は、河川名ではなく支川名を記入してください。

市町村名が付いていても、市町村名を記入する必要はありません。（例：「山田川（海南市）」とは記入せずに、「山田川」と記入。）

※表中に該当する排出先がない場合は、排出先が最初に流入する表中の河川名、支川名、湖沼名、又は海域名を記入してください。

※その他、御不明の点は、届出窓口に御相談ください。

河川	河川名	主な支川名
	紀の川	橋本川、桂谷川、貴志川、土入川、新堀川、打手川
	和歌川	有本川、大門川、真田堀川、市堀川、和田川、築地川、水軒川
	亀の川	
	日方川	
	山田川（海南市）	
	有田川	
	山田川（湯浅町）	
	広川	
	日高川	西川
	切目川	
	南部川	古川
	左会津川	右会津川
	富田川	
	日置川	
	古座川	
	太田川	
	二河川	
	那智川	
	熊野川	
王子川		

海域	海域名	備考
	和歌山海域	
	海南海域	
	下津初島海域	
	湯浅海域	
	由良海域	
	日高海域	
	印南・南部海域	
	田辺湾	
	白浜・日置海域	
	すさみ海域	
	串本海域	
	古座海域	
	那智勝浦・太地海域	
	新宮海域	